

ペットを購入したら、すぐに病気になってしまった！

～ペットを飼う際には、ペットの状況や販売店についてよく確認しましょう～

近年、ペットショップでペットを購入するケースが多く見られます。しかし、購入した後になって、ペットが病気に感染していることや、先天性の障害を持っていることがわかったなど、ペットに関するトラブルの相談が寄せられています。

「ペットは家族の一員」とも言われているように、一度飼ったらその一生をともにする長い付き合いになります。ペットの選択やペットの健康状態の確認、販売事業者の選択を慎重に行うことが必要です。

相談事例1

3日前に家族が子犬を購入してきたが、その日の帰宅途中から嘔吐し続けている。病院に連れて行ったところ、ウイルスに感染していることがわかった。購入したペットショップで感染したので、治療費を補償してほしい。
(20歳代 女性)

相談事例2

ペットショップで生後3ヶ月の子犬を購入した。半年ほど経ってから、遺伝性の病気があることがわかった。病院に連れて行ったところ、「死んでいてもおかしくない」と言われた。
ペットショップに責任はないのか。
(60歳代 女性)

消費者へのアドバイス

★ ペット販売は登録業者しか認められず、動物愛護管理法などに基づく規制があります。

ペットの販売は、動物愛護管理法に基づく登録業者しか認められていません。また、登録事業者は、各事業所の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号など同法で記載事項が定められている標識を店舗内に掲げる義務がありますので、購入する前に確認してください。

また、インターネットや電話などの通信手段を利用したやりとりのみで、ペット販売をすることは認められていません。

★ 契約する前には、事業者の説明やペットの状態をよく確認しましょう！

事業者には、販売時にペットの飼養方法や病歴、治療歴の情報等について重要事項説明書を交付して説明し、顧客から署名による確認をとる義務があります。質問に適切に答えてくれるか、購入後のアフターケアの仕組みがしっかりしているかについても十分確認し、信頼できる事業者を選びましょう。また、日時を変えて、何度か店舗に足を運び、店舗内の掃除がきちんに行われているか、悪臭がしないかなどの衛生状態や店内にいるペットの様子などを確認することも一つの方法です。

★ ペットの具合が悪くなったら、すぐに動物病院に連れて行きましょう！

購入したペットの具合が悪くなったときは、すぐに動物病院に連れていきましょう。また、事業者によっては購入後一定の期間、アフターケアを実施している場合がありますので、受診する際には、販売した事業者にも連絡しておきましょう。

★ 消費生活センターに相談を！

契約内容に疑問が生じたとき、事業者の対応に不審な点があるときには、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

※ 悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください。 <事業者名がわからなくても通報できます！>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口相談するほどでもないけれど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 → <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>